

○国土交通省令第九十三号

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）を実施するため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章 総則（第一条―第九条の三）
第一章の二 基本方針（第九条の四）

目次

第一章 総則（第一条―第九条の二）
第一章の二 基本方針（第九条の三）

第二章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通計画の作成（第十条―第十条の二）

第二節（第六節（略））

第七節 地域旅客運送サービス継続事業（第三十三条―第三十六条の五）

第八節 貨客運送効率化事業（第三十六条の六―第三十六条の十二）

第九節 地域公共交通利便増進事業（第三十六条の十三―第三十六条の二十三）

第三章（略）

第三章の二 新モビリティサービス事業（第四十四条の二―第四十四条の五）

第四章（略）

附則

（法第二条第二号ハの国土交通省令で定める者）

第二条 法第二条第二号ハの国土交通省令で定める者は、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第四十九条第二号に規定する福祉有償運送を行う者（同条第一号に規定する交通空白地有償運送を行う者を除く。）とする。

（法第二条第六号の国土交通省令で定める措置）

第二条の二（略）

2（略）

（法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法）

第九条の二 法第二条第十一号の国土交通省令で定める方法は、公募とする。

2 前項の規定による公募は、当該公募の実施に関する方針（次項において「実施方針」という。）を示して行うものとする。

3 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域旅客運送サービス継続事業を実施する区域

二 地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

三 前号の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（次号及び第八号において「継続旅客運送」という。）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

四 継続旅客運送を実施する者の要件

五 地方公共団体による支援の内容

六 地域旅客運送サービス継続事業の実施予定期間

七 公募の期間

八 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

九 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるもの）

第九条の三 法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるものは、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（同号ホに掲げるものに該当するものを除く）、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカード又は二次元コードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置（同号イからハまでに掲げるものと併せて行うものに限る。）とする。

（削る）

（削る）

第二章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通網形成計画の作成（第十条）

第二節（第六節（略））

（新設）

（新設）

第七節 地域公共交通再編事業（第三十三条―第三十六条の七）

第三章（略）

（新設）

第四章（略）

附則

（新設）

（法第二条第六号の国土交通省令で定める措置）

第二条（略）

2（略）

（新設）

（新設）

（法第二条第十一号の国土交通省令で定めるもの）

第九条の二 法第二条第十一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。

二一 特定旅客運送事業に係る路線、運行系統若しくは航路又は営業区域の編成の変更
他の種類の旅客運送事業への転換

(削る)
(削る)

(法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項)

第九条の四 法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項

第二章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通計画の作成

(地域公共交通計画の作成の方法)

第十条 地域公共交通計画に鉄道再生事業に関する事項を定めようとするときは、当該鉄道再生事業を実施しようとする路線の存する全ての市町村が共同して作成するものとする。

(地域公共交通計画に定める定量的な目標)

第十条の二 法第五条第四項の国土交通省令で定める定量的な目標は、次に掲げる事項に関する目標とする。

- 一 地域旅客運送サービスの利用者の数
- 二 地域旅客運送サービスに係る収支
- 三 地域旅客運送サービスの費用に係る国又は地方公共団体の支出の額
- 四 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に關し当該地方公共団体が必要と認める事項

(軌道運送高度化実施計画の記載事項)

第十一条 法第八条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域公共交通計画に軌道運送高度化事業に關連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に關する事項

二・三 (略)

(道路運送高度化実施計画の記載事項)

第十五条 法第十三条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通計画に道路運送高度化事業に關連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に關する事項とする。

(道路運送高度化実施計画の認定の申請)

第十六条 (略)

2 (略)

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

三 自家用有償旅客運送による代替
四 第一号、第二号又は前号に掲げるものと併せて行うものであつて、次に掲げるいずれかのもの

- イ 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善
- ロ 共通乗車船券の発行
- ハ 乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ＩＣカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

(法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項)

第九条の三 法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項

第二章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通網形成計画の作成

(地域公共交通網形成計画の作成の方法)

第十条 地域公共交通網形成計画に鉄道再生事業に関する事項を定めようとするときは、当該鉄道再生事業を実施しようとする路線の存する全ての市町村が共同して作成するものとする。

(新設)

(軌道運送高度化実施計画の記載事項)

第十一条 法第八条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域公共交通網形成計画に軌道運送高度化事業に關連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に關する事項

二・三 (略)

(道路運送高度化実施計画の記載事項)

第十五条 法第十三条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通網形成計画に道路運送高度化事業に關連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に關する事項とする。

(道路運送高度化実施計画の認定の申請)

第十六条 (略)

2 (略)

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第十八条 法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年/運輸省/建設省/令第一号)第一条、第二条(第三項を除く)、第三条、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(以下「規則」という。第十六条又は第十七条に基づく申請書(と、以下「規則」という。第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書(とあるのは「道路運送高度化事業につき規則第十六条又は第十七条に基づく申請書(道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書(以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(海上運送高度化実施計画の記載事項)

第二十條 法第十八条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通計画に海上運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者)

第二十三條 法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 地域公共交通計画を作成した地方公共団体、鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を営営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を営営しようとする者

二 前号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の地域公共交通計画を作成した地方公共団体が必要と認める者

(鉄道事業再構築実施計画の記載事項)

第二十四條 法第二十三条第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域公共交通計画に鉄道事業再構築事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二 (略)

(法第二十六条第一項の国土交通省令で定める者)

第二十七條 法第二十六条第一項の国土交通省令で定める者は、関係する都道府県(当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く)その他の地域公共交通計画を作成した地方公共団体が必要と認める者とする。

(鉄道再生実施計画の記載事項)

第二十八條 法第二十六条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域公共交通計画に鉄道再生事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二 (略)

(法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第十八条 法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年/運輸省/建設省/令第一号)第一条、第二条(第三項を除く)、第三条、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(以下「規則」という。第十六条又は第十七条に基づく申請書(と、以下「規則」という。第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書(以下「許可申請書等」という。）」とあるのは「申請書」と、「地方運輸局長(第一条第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあつては、運輸監理部長又は運輸支局長」とあるのは「地方運輸局長」と、当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、同令第六条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

(海上運送高度化実施計画の記載事項)

第二十條 法第十八条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通網形成計画に海上運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者)

第二十三條 法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体、鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を営営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を営営しようとする者

二 前号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体が必要と認める者

(鉄道事業再構築実施計画の記載事項)

第二十四條 法第二十三条第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域公共交通網形成計画に鉄道事業再構築事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二 (略)

(法第二十六条第一項の国土交通省令で定める者)

第二十七條 法第二十六条第一項の国土交通省令で定める者は、関係する都道府県(当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く)その他の地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体が必要と認める者とする。

(鉄道再生実施計画の記載事項)

第二十八條 法第二十六条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域公共交通網形成計画に鉄道再生事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二 (略)

第七節 地域旅客運送サービス継続事業

(地域旅客運送サービス継続実施計画の記載事項)

第三十三条 法第二十七条の二第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通計画に地域旅客運送サービス継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービス継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者)

第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る特定旅客運送事業を営む者
- 二 前号の特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しようとする者が存する場合には、当該者
- 三 前二号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の地域旅客運送サービス継続実施計画を定めようとする地方公共団体が必要と認める者

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請)

第三十五条 法第二十七条の三第一項の規定により地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
- 二 法第二十七条の二第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第八条第三項並びに第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条 法第二十七条の三第五項の規定により認定地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る地域旅客運送サービス継続事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の二 法第二十七条の三第二項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があったときは又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項について国土交通大臣の指示があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4 道路運送法施行規則第五十五条から第六十条までの規定は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。

(法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十六条の三 法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「地域旅客運送サービス継続事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十五条又は第三十六条に基づく申請書」と、「以下「規則」という。」第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がある場合)

第三十六条の四 法第二十七条の三第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がある場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の三第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七条の六の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の六の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の六の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

(申請書の送付手続)

第三十六条の五 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項（法第二十七条の三第二項に係るものに限る。）について準用する。

第八節 貨客運送効率化事業

(貨客運送効率化実施計画の記載事項)

第三十六条の六 法第二十七条の八第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通計画に貨客運送効率化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 前号に掲げるもののほか、貨客運送効率化事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(貨客運送効率化実施計画の認定の申請)

第三十六条の七

法第二十七条の九第一項の規定により貨客運送効率化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第二十七条の八第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第八条第三項並びに第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項、鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第四十五条第四項並びに貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第四条第三項並びに第十九条第二項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(貨客運送効率化実施計画の変更の申請)

第三十六条の八

法第二十七条の九第八項の規定により認定貨客運送効率化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該貨客運送効率化実施計画に係る貨客運送効率化事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の九

法第二十七条の九第三項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があったとき又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項について国土交通大臣の指示があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4 道路運送法施行規則第五十五条から第六十条までの規定は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(法第二十七条の九第六項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十六條の十 法第二十七条の九第六項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「貨客運送効率化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十六条の七又は第三十六条の八に基づく申請書（と、以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第三十六条の七又は第三十六条の八に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(法第二十七条の九第六項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がある場合)

第三十六條の十一 法第二十七条の九第六項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がある場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の九第六項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七条の十二の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十二の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十二の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

(申請書の送付手続)

第三十六條の十二 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項（法第二十七条の九第三項に係るものに限る。）について準用する。

第九節 地域公共交通利便増進事業

(地域公共交通利便増進実施計画の記載事項)

第三十六條の十三 法第二十七条の十六第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通計画に地域公共交通利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

第七節 地域公共交通再編事業

(地域公共交通再編実施計画の記載事項)

第三十三條 法第二十七条の二第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域公共交通利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(法第二十七条の十六第三項の国土交通省令で定める者)

第三十六条の十四 法第二十七条の十六第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該地域公共交通利便増進実施計画に係る地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者

二 前号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の地域公共交通利便増進実施計画を定めようとする地方公共団体が当該地域公共交通利便増進事業に関係を有する者として必要と認める者

(地域公共交通利便増進実施計画の公表)

第三十六条の十五 法第二十七条の十六第五項の規定による公表は、地域公共交通利便増進事業を実施する区域、当該地域公共交通利便増進事業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交通利便増進実施計画に記載された事項の概要について行うものとする。

2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請)

第三十六条の十六 法第二十七条の十七第一項の規定により地域公共交通利便増進実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 地方公共団体の名称

二 法第二十七条の十六第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条の十七 法第二十七条の十七第五項の規定により認定地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 前項の申請書には、当該地域公共交通利便増進実施計画に係る地域公共交通利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 (略)

二 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者)

第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全部又は一部の者に代わつて当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者

二 その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全部又は一部の者に代わつて当該特定旅客運送事業に係る路線又は営業区域において自家用有償旅客運送を行うものとする者

(新設)

(地域公共交通再編実施計画の認定の申請)

第三十五条 法第二十七条の三第一項の規定により地域公共交通再編実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 地方公共団体の名称

二 法第二十七条の二第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(地域公共交通再編実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条 法第二十七条の三第五項の規定により認定地域公共交通再編実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 前項の申請書には、当該地域公共交通再編実施計画に係る地域公共交通再編事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 (略)

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の十八 法第二十七条の十七第二項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があったとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項若しくは法第二十七条の二十第六項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消しについて国土交通大臣の指示があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3・4 (略)

(法第二十七条の十七第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十六条の十九 法第二十七条の十七第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「地域公共交通利便増進事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく申請書」と、以下「規則」という。第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書」とあるのは「地域公共交通利便増進事業につき規則第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(法第二十七条の十七第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第三十六条の二十 法第二十七条の十七第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の十七第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七條の二十の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七條の二十の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七條の二十の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の二 法第二十七条の三第二項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があったとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項若しくは法第二十七条の六第六項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消しについて国土交通大臣の指示があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3・4 (略)

(法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十六条の三 法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「地域公共交通再編事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十五条又は第三十六条に基づく申請書」と、以下「規則」という。第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書」とあるのは「地域公共交通再編事業につき規則第三十五条又は第三十六条に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあるのは「申請書」と、「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第三十六条の四 法第二十七条の三第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の三第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七條の六の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七條の六の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七條の六の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

(申請書の送付手続)

第三十六条の二十一 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項（法第二十七条の十七第二項に係るものに限る。）について準用する。

(聴聞の特例)

第三十六条の二十二 地方運輸局長は、法第二十七条の二十六第六項の規定により、その権限に属する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

254 (略)

(共通乗車船券の届出)

第三十六条の二十三 法第二十七条の二十二第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする旅客運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする旅客運送事業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 共通乗車船券を発行しようとする旅客運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三五六 (略)

(新地域旅客運送事業計画の変更の認定の申請)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二十二條第三項（同令第二十三條第三項及び第二十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第四十条 法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「新地域旅客運送事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十八條又は第三十九條に基づく申請書（と、以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業」とあるのは「新地域旅客運送事業につき規則第三十八條又は第三十九條に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四條に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、同令第六条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

(申請書の送付手続)

第三十六条の五 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項（法第二十七条の三第二項に係るものに限る。）について準用する。

(聴聞の特例)

第三十六条の六 地方運輸局長は、法第二十七条の六第六項の規定により、その権限に属する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

254 (略)

(共通乗車船券の届出)

第三十六条の七 法第二十七条の八第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三五六 (略)

(新地域旅客運送事業計画の変更の認定の申請)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二十二條第三項（同規則第二十三條第三項及び第二十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第四十条 法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「新地域旅客運送事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十八條又は第三十九條に基づく申請書（と、以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業」とあるのは「新地域旅客運送事業につき規則第三十八條又は第三十九條に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四條に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、同令第六条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

(法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合)
第四十一条 法第三十条第五項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。第三十条第五項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第三十四条の規定により道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十四条の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十四条の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

第三章の二 新モビリティサービス事業

(新モビリティサービス事業計画の記載事項)

第四十四条の二 法第三十六条の二第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新モビリティサービス事業の実施に必要なデータ連携(公共交通事業者等、地方公共団体その他の関係者が、その保有するデータを共有し、及び活用することをいう。)に係る事項

二 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(新モビリティサービス事業計画の認定の申請)

第四十四条の三 法第三十六条の二第一項の規定により新モビリティサービス事業計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第三十六条の二第二項各号に掲げる事項

(新モビリティサービス事業計画の変更の認定の申請)

第四十四条の四 法第三十六条の二第四項の規定により認定新モビリティサービス事業計画の変更の認定を受けようとする新モビリティサービス事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該新モビリティサービス事業計画に係る新モビリティサービス事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

(法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合)
第四十一条 法第三十条第五項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。第三十条第五項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第三十四条の規定により道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十四条の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十四条の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(共通乗車船券の届出)

第四十四条の五

法第三十六条の三第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする旅客運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする旅客運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 共通乗車船券を発行しようとする旅客運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類
- 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
- 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
- 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

(権限の委任)

第四十五条

法第三章第三節から第九節まで、第四章及び第五章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に委任する。

- 一 法第十四条第三項の規定による認定、同条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの(法第十三条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける旨が定められている道路運送高度化実施計画に係るもの又は道路運送法第四条第一項の規定による許可(道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)第一条第一項第一号に掲げるものを除く。若しくは同法第十五条第一項の規定による認可(同令第一条第一項第六号に掲げるものを除く。)に限る。)

二 五 (略)

- 六 法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの(法第二十七条の二第二項第五号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域旅客運送サービス継続実施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限る。)

イ 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可(鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号及び第六号に掲げるものを除く。又は同法第十六条第三項若しくは第十七条の規定による届出(同令第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。)

ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の規定による特許、同法第十五条、第十六条第一項若しくは第二十二條ノ二の規定による許可又は同法第十一条第一項若しくは第二十二條の規定による認可(軌道法施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるものを除く。)

ハ 道路運送法第四条第一項の規定による許可(道路運送法施行令第一条第一項第一号に掲げるものを除く。)、同法第九条第一項、第十五条第一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による認可(同令第一条第一項第二号、第六号及び第二十五号に掲げるものを除く。又は同法第九条第三項の規定による届出(同令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。))

(新設)

(権限の委任)

第四十五条

法第三章第三節から第七節まで及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に委任する。

- 一 法第十四条第三項の規定による認定、同条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの(法第十三条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける旨が定められている道路運送高度化実施計画に係るものに限る。)

二 五 (略)

(新設)

七

法第二十七条の九第三項の規定による認定、同条第九項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第十項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の八第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている貨客運送効率化実施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限り。）

イ 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一号及び第六号に掲げるものを除く。）又は同法第十六条第三項、第十七条若しくは第十八条の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号、第八号及び第九号に掲げるものを除く。）

ロ 軌道法第三条の規定による特許又は同法第十一条第一項の規定による認可（軌道法施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるものを除く。）

ハ 道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の規定による認可（同令第一条第一項第二号及び第六号に掲げるものを除く。）又は同法第九条第三項の規定による届出（同令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）

ニ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第四十二条第一項第一号に掲げるものを除く。）又は同法第九条第一項の規定による認可（同令第四十二条第一項第三号に掲げるものを除く。）

ホ 貨物利用運送事業法第三条第一項の規定による登録（貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項の表の第一号下欄に掲げるものに係るものを除く。）、同法第七条第一項の規定による変更登録（同令第四十七条第一項の表の第二号上欄及び第三号上欄に掲げるもののうち、それぞれ各号下欄に掲げるものに係るものを除く。）、同法第二十条若しくは第四十五条第一項の規定による許可、同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の規定による認可（同令第四十七条第一項の表の第十五号上欄、第十六号上欄及び第二十四号上欄に掲げるもののうち、それぞれ各号下欄に掲げるものに係るものを除く。）又は同法第七条第三項、第十一条、第二十五条第三項、第三十四条第一項若しくは第四十六条第四項の規定による届出（同令第四十七条第一項の表の第四号上欄、第六号上欄、第十七号上欄、第十八号上欄、第二十三号上欄及び第二十四号上欄に掲げるもののうち、それぞれ各号下欄に掲げるものに係るものを除く。）

八

法第二十七条の十七第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の十六第二項第五号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通利便増進実施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限り。）

(新設)

六

法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の二第二項第五号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通再編実施計画に係るもの又は鉄道事業法第三条第一項の許可、同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一号及び第六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第三項、第十七条若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号又は第八号に掲げるものを除く。）、軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の規定による特許若しくは同法第二十二条ノ二の規定による許可若しくは同法第十一条第一項の認可（軌道法施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるものを除く。）若しくは道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の規定による認可（同令第一条第一項第二号及び第六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第九条第三項の規定による届出（同令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）に係るものに限り。）

イ 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一号及び第六号に掲げるものを除く。）又は同法第十六条第三項、第十七条若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）

ロ 軌道法第三条の規定による特許、同法第二十二條ノ二の規定による許可又は同法第十一条第一項の規定による認可（軌道法施行規則第二十三條ノ二第一項に掲げるものを除く。）

ハ 道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令第一条第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の規定による認可（同令第一条第一項第二号及び第六号に掲げるものを除く。）又は同法第九条第三項の規定による届出（同令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）

九 法第二十七條の二十第五項の規定による事業の実施方法の変更の命令又は同条第六項の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し（当該事業に係る路線が道路運送法施行規則第六十七條に規定する地方的な路線の基準に該当するものである場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のものである場合を除く。）

十 法第二十七條の二十第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令（道路運送法施行令第一条第一項第三十一号に掲げるものを除く。）

十一 法第二十七條の二十第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

十二 法第三十條第三項の規定による認定に係るもの（次に掲げるものに係るものに限る。）

イ 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可又は同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一号に掲げるものを除く。）

ロ 軌道法第三条の規定による特許

十三 法第三十條第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（次に掲げるものに係るものに限る。）

イ 鉄道事業法第七條第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第二十六條第一項若しくは第二項若しくは第二十七條第一項の規定による認可又は同法第二十八條の二第一項の規定による届出

ロ 軌道法第十五條、第十六條第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の規定による許可又は同法第二十二條若しくは同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七條第一項の規定による認可

十四 法第三十條第八項の規定による取消しに係るもの（次に掲げるものに係るものに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

七 法第二十七條の六第五項の規定による事業の実施方法の変更の命令又は同条第六項の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し（当該事業に係る路線が道路運送法施行規則第六十七條に規定する地方的な路線の基準に該当するものである場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のものである場合を除く。）

八 法第二十七條の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令（道路運送法施行令第一条第三十号に掲げるものを除く。）

九 法第二十七條の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

十 法第三十條第三項の規定による認定に係るもの（鉄道事業法第三条第一項の規定による許可若しくは同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一号に掲げるものを除く。）又は軌道法第三条の規定による特許に係るものに限る。）

（新設）

（新設）

十一 法第三十條第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（鉄道事業法第七條第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一号に掲げるものを除く。）、同法第二十六條第一項若しくは第二項若しくは第二十七條第一項の規定による認可若しくは同法第二十八條の二第一項の規定による届出又は軌道法第十五條、第十六條第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の規定による許可若しくは同法第二十二條若しくは同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七條第一項の規定による認可に係るものに限る。）

（新設）

（新設）

十二 法第三十條第八項の規定による取消しに係るもの（鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一号に掲げるものを除く。）、同法第二十六條第一項若しくは第二項若しくは第二十七條第一項の規定による認可若しくは同法第二十八條の二第一項の規定による届出又は軌道法第三条の規

- イ 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一号に掲げるものを除く。）、同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の規定による認可又は同法第二十八条の二第一項の規定による届出
- ロ 軌道法第三条の規定による特許、同法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の規定による許可又は同法第二十二条若しくは同法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の規定による認可
- 2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。
- 一 法第十四条第三項の規定による認定及び同条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。）
- 二 法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項の権限のみに係るものに限る。）
- 三 法第二十七条の九第三項の規定による認定及び同条第九項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は貨物自動車運送事業法施行規則第四十二条第二項第一号の権限のみに係るものに限る。）
- 四 法第二十七条の十七第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項の権限のみに係るものに限る。）
- 五 法第二十七条の二十第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付
- 六 (略)
- 七 法第三十条第六項の規定による変更の認定（道路運送法施行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。）
- 3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第五条第十二項、第六条第六項、第七条の二三項及び第三十六条の四第七項の助言に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。
- 4 (略)
- (書類の提出)
- 第四十六条 (略)
- 2 前項の申請書又は届出書に係る権限行政庁が地方運輸局長であるときは、その書類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出するものとする。
- 一 三 (略)

- 定による特許、同法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の規定による許可若しくは同法第二十二條若しくは同法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。）
- (新設)
- (新設)
- 2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 一 法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号、第二号若しくは第四号又は第四条第六項の権限のみに係るものに限る。）
- 二 法第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付
- 三 (略)
- 四 法第三十条第六項の規定による変更の認定（道路運送法施行令第一条第四項第一号又は第四号の権限のみに係るものに限る。）
- 3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第五条第九項及び第六条第六項の助言に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。
- 4 (略)
- (書類の提出)
- 第四十六条 (略)
- 2 前項の申請書又は届出書に係る権限行政庁が地方運輸局長であるときは、その書類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出するものとする。
- 一 三 (略)

四 前三号に掲げるものの以外のもので、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域（当該事案が貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第十三号に規定する外航運送（第六項において単に「外航運送」という。）又は同項第一号に規定する内航運送（次項及び第六項において単に「内航運送」という。）に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあつては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。）にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長

3 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書であつて法第三章第二節及び前条第一項各号に掲げるもの（同項第七号に掲げるものにあつては、貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第三号に規定する鉄道運送（第七項及び第八項において単に「鉄道運送」という。）のみに係る事案又は内航運送に係る第二種貨物利用運送事業のみに係る事案に係るもの）は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書（貨物利用運送事業法第二十二條第二号に規定する外国人等による国際貨物利用運送事業に係るものを除く。）は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出することができる。

5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であつて一般乗合旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第一号に規定する貨物自動車運送のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。以下同じ。）を経由して提出するものとする。

6 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であつて国内一般旅客定期航路事業等、内航運送、外航運送又は外国人国際第二種貨物海上利用運送事業のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（当該事案が二以上の運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

7 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であつて貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第十三号に規定する航空運送若しくは鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業に係る集配事業計画又は貨物利用運送事業法第四十九条の二第三号に規定する外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者の事業計画（貨物の集配に係るものに限る。）の変更に係る事案に係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。

8 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書（貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けている者が行うものに限る。）であつて鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業に係る事業計画（貨物利用運送事業法施行規則第十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に限る。）の変更に係る事案に係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。

四 前三号に掲げるものの以外のもので、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長

3 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書であつて法第三章第二節及び前条第一項各号に掲げるものは、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出することができる。

5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であつて一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出するものとする。

6 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であつて国内一般旅客定期航路事業等のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（当該事案が二以上の運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

（新設）

（新設）

別表第二(第二十一条及び第二十二条関係)			
規定		事項	書類
法第二十条			
(略)	海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八条各号に掲げる事項	(略)
	(略)	(略)	(略)
別表第三(第三十条関係)			
規定		事項	
法第二十七条第 四項			
(略)	鉄道事業法第十六条第四項後段の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四条第二項において準用する同令第三十三条各号に掲げる事項	(略)
	(略)	(略)	(略)

別表第三の二(第三十五条及び第三十六条関係)			
規定		事項	書類
法第二十七条の 四第一項		鉄道事業法第三条第一項の許可に係る部分	鉄道事業法施行規則第一項各号に掲げる事項
(略)	鉄道事業法第七条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第七条第二項に規定する書類及び図面
	鉄道事業法第七条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八条第二項各号に掲げる事項	
(略)	鉄道事業法第十六条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十二条第二項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十二条第三項に規定する書類
	鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三条各号に掲げる事項	
(略)	鉄道事業法第十六条第四項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四条第二項において準用する同令第三十三条各号に掲げる事項	
	鉄道事業法第十七条の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十五条第一項各号及び第三項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十五条第二項各号に掲げる書類及び図面

別表第二(第二十一条及び第二十二条関係)			
規定		事項	書類
法第二十条			
(略)	海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八条第一項各号に掲げる事項	(略)
	(略)	(略)	(略)
別表第三(第三十条関係)			
規定		事項	
法第二十七条第 四項			
(略)	鉄道事業法第十六条第四項後段の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四条第二項において準用する同規則第三十三条各号に掲げる事項	(略)
	(略)	(略)	(略)

(新設)			
規定		事項	
法第二十七条第 四項			
(略)	鉄道事業法第十六条第四項後段の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四条第二項において準用する同規則第三十三条各号に掲げる事項	(略)
	(略)	(略)	(略)

	鉄道事業法第二十六条 第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十九条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十九条第二項各号に掲げる書類
	鉄道事業法第二十六条 第二項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第四十条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第四十条第二項各号に掲げる書類
	鉄道事業法第二十八条 第一項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第四十二条第一項各号に掲げる事項	
法第二十七条の五	軌道法第三条の特許に係る部分	軌道法施行規則第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書	軌道法施行規則第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書
	軌道法第十一条第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第十九条第一項に規定する事項	軌道法施行規則第十九条第二項に規定する書類
	軌道法第十一条第一項（旅客運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項に規定する事由	軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類
	軌道法第十一条第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項及び第二項に規定する事項	軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類
	軌道法第十一条第一項（荷物運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項に規定する事由	軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類
	軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項に規定する事項	
	軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項に規定する事由	

法第二十七條の 六第一項									
道路運送法第九條第五 項の届出に係る部分	道路運送法第九條第四 項の届出に係る部分	道路運送法第九條第三 項の届出に係る部分	道路運送法第九條第一 項の認可に係る部分	道路運送法第九條第一 項の認可に係る部分	軌道法第二十二條ノ二 の許可に係る部分	軌道法第二十二條の認 可に係る部分	軌道法第十六條第一項 (軌道の譲渡に係る部 分に限る。)の許可に係 る部分	軌道法第十一條第二項 (国土交通省令を以て 定める料金の変更に係 るものに限る。)の届出 に係る部分	軌道法第十一條第二項 (国土交通省令を以て 定める料金の設定に係 るものに限る。)の届出 に係る部分
道路運送法施行規則第 十條第三項各号に掲げ る事項	道路運送法施行規則第 九條第一項各号に掲げ る事項	道路運送法施行規則第 九條第一項各号に掲げ る事項	道路運送法施行規則第 八條第一項各号に掲げ る事項	道路運送法施行規則第 八條第一項各号に掲げ る事項	軌道法施行規則第二十 八條第一項及び第二十 八條第二項に規定する 事項	軌道法施行規則第二十 六條に規定する事項		軌道法施行規則第二十 二條第三項に規定する 事由	軌道法施行規則第二十 一條第三項に規定する 事項
	道路運送法施行規則第 九條第二項に規定する 書類		道路運送法施行規則第 八條第二項に規定する 書類	道路運送法施行規則第 六條第一項各号に掲げ る書類	軌道法施行規則第二十 八條第二項に規定する 書類	軌道法施行規則第二十 六條各号に掲げる書類	軌道法施行規則第二十 五條第一項各号に掲げ る書類		

法第二十七條の七 第一項	道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第十五条の三第一項又は第二項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の十三第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条の十三第二項に規定する図面
	道路運送法第十五条の三第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の十四第二項に掲げる事項	
	道路運送法第三十六条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第二十二条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十二条第二項各号に掲げる書類及び図面
	道路運送法第三十六条第二項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第二十三条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十三条第二項各号に掲げる書類及び図面
	道路運送法第七十九条の登録に係る部分	道路運送法第七十九条の二第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の三各号に掲げる書類
	道路運送法第七十九条の七第一項の登録に係る部分	道路運送法施行規則第五十一条の十一第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の十一第二項各号に掲げる書類
	道路運送法第七十九条の七第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第五十一条の十三第二項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の十三第三項各号に掲げる書類
	海上運送法第三条第一項の許可に係る部分	海上運送法施行規則第二条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類

海上運送法第十九条の五第二項の届出に係る部分	海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法第十八条第二項の認可に係る部分	海上運送法第十八条第一項の認可に係る部分	海上運送法第十一条第二項の届出に係る部分	海上運送法第十一条第二項の認可に係る部分	海上運送法第十一条第二項の届出に係る部分	海上運送法第十一条第三項の届出に係る部分	海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	海上運送法第八条第三項の認可に係る部分	海上運送法第八条第一項の届出に係る部分	海上運送法第六条の届出に係る部分
海上運送法施行規則第二十一条各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十七条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十六条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十一条第二項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十条各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第九条各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第八条の二第二項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第八条各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第四条各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第三条各号に掲げる事項
		海上運送法施行規則第十七条第二項各号に掲げる書類	海上運送法施行規則第十六条第二項各号に掲げる書類								

別表第三の三(第三十六條の七及び第三十六條の八関係)									
法第二十七條の 十第一項	規定								
	法第二十七條の 十第一項	鉄道事業法第三條第一 項の許可に係る部分	鉄道事業法第四條第一 項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第 二條第二項各号に掲げ る書類及び図面	海上運送法第二十條第 二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第 二十二條各号又は第二 十二條の三各号に掲げ る事項		海上運送法第二十條第 三項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第 二十三條各号に掲げる 事項
	鉄道事業法第七條第一 項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第 七條第一項各号に掲げ る事項	鉄道事業法施行規則第 七條第二項に規定する 書類及び図面		鉄道事業法第七條第三 項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第 八條第二項各号に掲げ る事項		鉄道事業法第十六條第 三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第 三十三條各号に掲げる 事項
	鉄道事業法第七條第三 項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第 八條第二項各号に掲げ る事項			鉄道事業法第十六條第 一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第 三十二條第二項各号に 掲げる事項	鉄道事業法施行規則第 三十二條第三項に規定 する書類	鉄道事業法第十六條第 四項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第 三十四條第二項におい て準用する同令第三十 三條各号に掲げる事項
	鉄道事業法第十六條第 三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第 三十三條各号に掲げる 事項			鉄道事業法第十七條の 届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第 三十五條第一項各号及 び第三項各号に掲げる 事項	鉄道事業法施行規則第 三十五條第二項各号に 掲げる書類及び図面	鉄道事業法第十八條の 届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第 三十六條第一項各号に 掲げる事項
	鉄道事業法第十八條の 届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第 三十六條第一項各号に 掲げる事項	鉄道事業法施行規則第 三十六條第二項各号に 掲げる書類						

(新設)

法第二十七条の十一		軌道法第三條の特許に係る部分		軌道法施行規則第一條第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同條第二項に規定する事由書	
軌道法第十一條第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分		軌道法施行規則第十九條第一項に規定する事項		軌道法施行規則第十九條第二項に規定する書類	
軌道法第十一條第一項（旅客運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分		軌道法施行規則第二十二條第一項に規定する事由		軌道法施行規則第二十二條第二項に規定する書類	
軌道法第十一條第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分		軌道法施行規則第二十二條第一項及び第二項に規定する事項		軌道法施行規則第二十二條第二項に規定する書類	
軌道法第十一條第一項（荷物運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分		軌道法施行規則第二十二條第一項に規定する事由		軌道法施行規則第二十二條第二項に規定する書類	
軌道法第十一條第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分		軌道法施行規則第二十二條第一項に規定する事項			
軌道法第十一條第一項（運輸に関する料金の變更に係るものに限る。）の認可に係る部分		軌道法施行規則第二十二條第一項に規定する事由			
軌道法第十一條第二項（国土交通省令を以て定める料金の設定に係るものに限る。）の届出に係る部分		軌道法施行規則第二十二條第三項に規定する事項			
軌道法第十一條第二項（国土交通省令を以て定める料金の變更に係るものに限る。）の届出に係る部分		軌道法施行規則第二十二條第三項に規定する事由			

法第二十七条の十二									
道路運送法第四十四条第一項の許可に係る部分	道路運送法第九條第一項の認可に係る部分	道路運送法第九條第三項の届出に係る部分	道路運送法第九條第四項の届出に係る部分	道路運送法第九條第五項の届出に係る部分	道路運送法第十五條第一項の認可に係る部分	道路運送法第十五條第三項の届出に係る部分	道路運送法第十五條第四項の届出に係る部分	道路運送法第十五條第三項又は第二項の届出に係る部分	道路運送法第十五條の三第三項の届出に係る部分
道路運送法第五條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第八條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第九條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第九條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十條第三項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五條第二項において準用する同令第十四條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五條の二第二項において準用する同令第十四條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五條の十三第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五條の十四第二項に掲げる事項
道路運送法施行規則第六條第一項各号に掲げる書類	道路運送法施行規則第八條第二項に規定する書類				道路運送法施行規則第十四條第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十五條第二項において準用する同令第十四條第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十五條の二第二項において準用する同令第十四條第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十五條の十三第二項に規定する図面	

法第二十七條の十三	法第二十七條の十三			法第二十七條の十四第二項前段	法第二十七條の十四第二項前段			法第二十七條の十五第一項	法第二十七條の十五第一項		
	貨物自動車運送事業法第三條の許可に係る部分	貨物自動車運送事業法第九條第一項の認可に係る部分	貨物自動車運送事業法第九條第三項の届出に係る部分		貨物利用運送事業法第七條第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法第七條第一項の変更登録に係る部分	貨物利用運送事業法第三條第一項の登録に係る部分		貨物利用運送事業法第二十五條第一項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法第二十五條第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法第四十五條第一項の許可に係る部分
	貨物自動車運送事業法第四條第一項各号及び第二項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第五條第一項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第六條第二項各号又は第七條第二項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法第二十一條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十四條第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第九條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法第四條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法第二十一條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十一條第二項各号又は第二十二條第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十九條第一項各号に掲げる事項
	貨物自動車運送事業法施行規則第三條各号に掲げる書類	貨物自動車運送事業法施行規則第五條第二項に規定する書類	貨物自動車運送事業法施行規則第六條第三項又は第七條第三項に規定する書類	貨物利用運送事業法施行規則第十九條第一項各号に掲げる書類	貨物利用運送事業法施行規則第十四條第三項に規定する書類	貨物利用運送事業法施行規則第九條第二項に規定する書類	貨物利用運送事業法施行規則第四條第二項各号に掲げる書類	貨物利用運送事業法施行規則第十九條第一項各号に掲げる書類	貨物利用運送事業法施行規則第二十條第二項に規定する書類	貨物利用運送事業法施行規則第二十一條第三項又は第二十二條第三項に規定する書類	貨物利用運送事業法施行規則第三十九條第二項各号に掲げる書類

別表第三の四(第三十六條の十六及び第三十六條の十七關係)

規定	事項	書類
法第二十七條の 第十五第二項前段	貨物利用運送事業法第三十四條第一項において準用する同法第十一條の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十條第二項各号に掲げる事項
貨物利用運送事業法第四十六條第四項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十一條第二項各号又は第四十二條第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十一條第三項又は第四十二條第三項に規定する書類
貨物利用運送事業法第四十六條第二項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十條第二項に規定する書類

別表第三の二(第三十五條及び第三十六條關係)

規定	事項	書類
法第二十七條の 四	鐵道事業法第十六條第四項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同規則第三十三條各号に掲げる事項
鐵道事業法第二十八條第一項又は第二十八條の二第一項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第四十二條第一項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第四十二條第二項各号に掲げる書類
法第二十七條の 五	(略)	(略)
法第二十七條の 六第一項	(略)	(略)
法第二十七條の 七	海上運送法第十一條第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八條第一項各号に掲げる事項

規定	事項	書類
法第二十七條の 十八	鐵道事業法第十六條第四項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第三十四條第二項において準用する同法第三十三條各号に掲げる事項
(略)	(略)	(略)
鐵道事業法第二十八條第一項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第四十二條第一項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第四十二條第二項各号に掲げる書類
鐵道事業法第二十八條の二第一項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第四十二條第一項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第四十二條第二項各号に掲げる書類
法第二十七條の 十九	(略)	(略)
法第二十七條の 二十第一項	(略)	(略)
法第二十七條の 二十一	海上運送法第十一條第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八條各号に掲げる事項

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
三 五 (略)

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
イ・ロ (略)

二 (略)

3 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る第四十九条に規定する特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通会議において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。
(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)

第十條 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。

一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃

イ (略)

ロ 専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの（第十五条の十三第一項において「長距離急行運送」という。）に係る運賃

ハ (略)

二・三 (略)

2・4 (略)

(法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合)

第十八条の二 法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の全部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合

二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の全部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

(法第二十条第二号の關係者)

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

一 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）

(削る)

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
イ・ロ (略)

二 (略)

(新設)

(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)

第十條 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。

一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃

イ (略)

ロ 専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの（第十五条の十三第一項において「長距離急行運送」という。）に係る運賃

ハ (略)

二・三 (略)

2・4 (略)

(新設)

(新設)

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）

二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）

二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあっては、第五十一条の二十五の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ（略）

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者

ニ・ホ（略）

ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト（略）

（削る）

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

一 交通空白地有償運送

二 福祉有償運送

（削る）

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 路線又は運送の区域

二・三 （略）

（法第七十九条の二第一項第五号の事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備とする。

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（次項第三号において「身体障害者等」という。）であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ（略）

（新設）

（新設）

ロ・ハ（略）

（新設）

ニ（略）

2 当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該区域又は地域を管轄する市町村長が認めた場合には、次の各号に掲げる運送を行う者は、それぞれ、当該各号に定める旅客の運送を行うことができる。

一 前項第一号に掲げる運送を行う者 当該区域への来訪者又は当該区域の滞行者

二 前項第二号に掲げる運送を行う者 当該地域への来訪者又は当該地域の滞行者のうち当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者（同号の同伴者を除く。）

三 前項第三号に掲げる運送を行う者 身体障害者等のうち第五十一条の二十五の名簿に記載されていない者及びその付添人

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

一 市町村運営有償運送

二 公共交通空白地有償運送

三 福祉有償運送

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 路線又は運送の区域（公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあっては、運送の区域）

二・三 （略）

（新設）

(申請書に添付する書類)
第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第九号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）

二 路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、路線図

三 (略)

四 地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）において協議が調つていることを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画）
(削る)

五・六 (略)

七 福祉自動車（第四十九条第三号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車を用いる。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類
八・十一 (略)

十二 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿（運送の区域）

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）とする。

2 (略)

(自家用有償旅客運送者登録簿)

第五十一条の五 (略)

2 権限行政庁は、法第七十九条の三第三項の登録簿を当該権限行政庁の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(登録証)

第五十一条の六 権限行政庁は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

一五 (略)

六 事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

(法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていないときは、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

(申請書に添付する書類)
第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第九号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）

二 路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図

三 (略)

四 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類

五 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調つていることを証する書類

六・七 (略)

八 福祉自動車（第四十九条第三号イから二までに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車を用いる。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類
九・十二 (略)

十三 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿（運送の区域）

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 (略)

(自家用有償旅客運送者登録簿)

第五十一条の五 (略)

(新設)

(登録証)

第五十一条の六 権限行政庁は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

一五 (略)

(新設)

(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定に

一 地域公共交通会議、協議会又は運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っているとき。

二 前号に掲げる場合のほか、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第十項の協議を経て作成し、又は変更された同条第二項に規定する地域公共交通計画（以下単に「地域公共交通計画」という。）において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められているとき。

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 五（略）

六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等

2（略）

3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 五（略）

六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

2 五 四（略）

（変更登録）

第五十一条の十一 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 五 四（略）

五 新たに事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

六 現に行っている事業者協力型自家用有償旅客運送を行わないこととする場合にあつては、その旨

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一（略）

二 第五十一条に規定する自家用有償旅客運送の別を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる路線若しくは運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該変更又は増加に係る変更後の同号の地域公共交通計画）

による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っていないときとする。

（新設）

（新設）

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 五（略）

六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

2（略）

3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 五（略）

（新設）

2 五 四（略）

（変更登録）

第五十一条の十一 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 五 四（略）

（新設）

（新設）

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一（略）

二 市町村運営有償運送を行う者が第五十一条の二第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあつては、当該増加について、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類

(削る)

三|| (略)

3 (略)

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 自家用有償旅客運送の種別(交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)

三〃五 (略)

六 運送しようとする旅客の範囲(縮小する場合に限る。)

七 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所(当該一般旅客自動車運送事業者の変更を伴わない場合に限る。)

2〃4 (略)

(旅客から收受する対価の公示等)

第五十一条の十四 自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を公示し、又はあらかじめ旅客に対し、書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2|| 前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調っていること(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。)

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者(当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡つて二年以内に停止された者を除く。)であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一・二 (略)

2〃6 (略)

三|| 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第七十九条の二第一項第二号に掲げる事項を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調っていることを証する書類

四|| (略)

3 (略)

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 自家用有償旅客運送の種別(公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)

三〃五 (略)

六 運送しようとする旅客の範囲(新設)

2〃4 (略)

(旅客から收受する対価の揭示等)

第五十一条の十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2|| 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一・二 (略)

2〃6 (略)

(運行管理)

第五十一条の十七 (略)

2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者(事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者の事務所にあつては、法第二十三条第一項の運行管理者)の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十(同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十)で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

一〇三 (略)

3 (略)

(運転者台帳及び運転者証)

第五十一条の十九 (略)

2 (略)

3 自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一〇五 (略)

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第五十一条の二十四 自家用有償旅客運送を行う市町村は、第五十一条の十四第一項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該市町村の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一〇二 (略)

三 運送を必要とする理由

四 (略)

(通知の対象)

第六十条の四 法第九十一条の二第一項の国土交通省令で定めるものは、路線の新設に係るもの(当該路線に停留所が存しない場合その他の旅客の利便に及ぼす影響が比較的小さい場合を除く。)とする。

(地方公共団体への通知)

第六十条の五 法第九十一条の二第一項の規定により行う通知は、同項に規定する許可又は認可の申請に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 路線図その他路線に関する事項

(運行管理)

第五十一条の十七 (略)

2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十(同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十)で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

一〇三 (略)

3 (略)

(運転者台帳及び運転者証)

第五十一条の十九 (略)

2 (略)

3 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一〇五 (略)

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第五十一条の二十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに旅客から收受する対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一〇二 (略)

三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由

四 (略)

(新設)

(新設)

(法第九十一条の二第二項の關係者)
第六十条の六 法第九十一条の二第二項の国土交通省令で定める關係者は、地域公共交通會議又は協議会の構成員とする。
第2号様式 (第51条の5関係)

白家用有償旅客運送者登録簿

(略)					
運送の種類別	交通空白地有償運送			福祉有償運送	
	事務所 の名称及び位置	名称	位置	名称	位置
		名	称	名	称
		位	置	位	置
路線又は運送の区域					
運送する旅客の範囲					
事業者協力型白家用有償旅客運送を行うときは、協力を得る一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
備 考					
(略)					

(自動車道事業規則の一部改正)

第三条 自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	
(公示方法)	
第二十一条の二 法第六十四条の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。	
(新設)	

旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正

第四条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(新設)

第2号様式 (第51条の5関係)

白家用有償旅客運送者登録簿

(略)					
運送の種類別	市町村運営有償運送			公共交通空白地有償運送	
	事務所 の名称及び位置	名称	位置	名称	位置
		名	称	名	称
		位	置	位	置
路線又は運送の区域					
運送する旅客の範囲					
備 考					
(略)					

改正前

改正後	改正前
(運賃及び料金等の実施等) 第四条 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示した後でなければ、これを実施してはならない。 2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。 3・4 (略) (公示事項) 第五条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号。第四十八条の十第一号イを除き、以下「法」という。)第十二条第一項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公示しなければならない。 一五 (略) 2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。 3 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を公示しなければならない。 一五 (略) 4 前項の規定による公示は、停留所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。 (公示事項の変更の予告) 第六条 一般旅客自動車運送事業者は、法第十二条第一項又は前条第一項及び第三項の規定により公示した事項の変更について、法第十二条第三項の規定により公示するときは、緊急やむを得ない理由がある場合又は公衆の利便を阻害しない場合を除くほか、当該変更に係る事項を実施しようとする日の少なくとも七日前にこれをしなければならぬ。 2 前項の規定による公示は、営業所又は停留所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。 (事業の休止及び廃止等の公示) 第七条 法第十五条の二第六項(法第三十八条第三項において準用する場合を含む。)及び法第三十八条第四項の規定により公示をするときは、緊急やむを得ない理由がある場合を除くほか、休止し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前までにこれをしなければならぬ。 2 一般旅客自動車運送事業者は、営業区域の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか、休止し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前にその旨を公示しなければならない。 3 前二項の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。 (物品の持込制限) 第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込むではない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一五六 (略) (禁止行為) 第五十三条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、自動車の事故の場合その他やむを得ない場合のほか、事業用自動車内において、次に掲げる行為(一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客にあつては、第五号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。 一五八 (略)	(運賃及び料金等の実施等) 第四条 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。 2 (新設) 2・3 (略) (掲示事項) 第五条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号。第四十八条の十第一号イを除き、以下「法」という。)第十二条第一項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。 一五 (略) 2 (新設) 2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を停留所において、公衆に見やすいように掲示しなければならない。 一五 (略) (新設) (掲示事項の変更の予告) 第六条 一般旅客自動車運送事業者は、法第十二条第一項又は前条第一項及び第二項の規定により営業所又は停留所に掲示した事項の変更について、法第十二条第三項の規定により掲示するときは、緊急やむを得ない理由がある場合又は公衆の利便を阻害しない場合を除くほか、当該変更に係る事項を実施しようとする日の少なくとも七日前にこれをしなければならぬ。 (新設) (事業の休止及び廃止等の掲示) 第七条 法第十五条の二第六項(法第三十八条第三項において準用する場合を含む。)及び法第三十八条第四項の規定により掲示をするときは、緊急やむを得ない理由がある場合を除くほか、休止し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前までにこれをしなければならぬ。 2 一般旅客自動車運送事業者は、営業区域の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか、休止し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前にその旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。 (新設) (物品の持込制限) 第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込むではない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一五六 (略) (禁止行為) 第五十三条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、自動車の事故の場合その他やむを得ない場合のほか、事業用自動車内において、次に掲げる行為をしてはならない。 一五八 (略)

(削る)

別表

1 火薬類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの

一 三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの

二 五百グラムを超えない信号焰管及び信号火箭^{せうくわん}

三 百グラムを超えない競技用紙雷管

四 八百発を超えない競技用の公称口径二十二のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包
五 銃器に装填した実包及び空包（警察官、監獄官吏その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。）

2 引火性液体にあつては、次の各号の一に掲げるもの

一 〇・五リットルをこえないものであつて、もれるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれがないように包装してあるもの

二 十キログラムをこえない引火のおそれのあるペンキ類であつて、金属製容器に密閉してあるもの

3 セルロイド類にあつては、次の各号の一に掲げるもの

一 三百グラムをこえないものであつて、紙箱等の電気絶縁物質により包装してあるもの

二 映画用フィルムであつて、ファイバ等の不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの（この場合において容器は、振動衝撃等によりふたが開くことがないようにしてあるものであること。）

三 映画用フィルムであつて、フィルム用容器に入れ、かつ、帆布製の袋に入れてあるもの（この場合において帆布製の袋は、二〇五繊維三二〇一の上綿帆布八号若しくは並綿布又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したものであつて、二重底とし、上ぶた布又は中ぶた布を付してあり、かつ、金属製品を使用していないものであること。）

4 二十五キログラムをこえない乾燥した状態のカーバイトであつて、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの

5 五百グラムをこえない写真撮影用閃光粉^{せんこうこな}であつて、これが飛散するおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

6 腐食性物質にあつては、次の各号の一に掲げるもの
一 〇・五リットルをこえないものであつて、もれるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

二 二十五グラムをこえない固体の苛性カリであつて、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの

7 〇・五リットルをこえない液体青酸、クロロホルム及びホルマリンであつて、もれるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

8 刃物であつて、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの

9 電池であつて、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造りしてあるもの

第6号様式(第2条の2関係) (日本産業規格A列4番)

種別	交通空白地	福祉
----	-------	----

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(年度)

宛て

住 所
運送者名
代表者名 (役職名及び氏名)
電話番号

概況(年3月31日現在)

		管 轄 区 域 内 又 は 指定都道府県等の区域内		全 国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車(両)	()	()	()
	車いす車(両)	()	()	()
	兼用車(両)	()	()	()
	回転シート車(両)	()	()	()
	セダン等(両)	()	()	()
	バス(両)			
	計(両)	()	()	()
路線(キロメートル)又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管 轄 区 域 内 又 は 指定都道府県等の区域内		全 国
走行キロ(キロメートル)			
輸送人員(人)又は運送回数(回)			
運送収入(千円)			

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管 轄 区 域 内 又 は 指定都道府県等の区域内		全 国
交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

備考

- 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 6 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあつては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあつては運送回数を記載すること。
- 7 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 8 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

第五條 (旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正)
旅客自動車運送事業等報告規則(昭和三十九年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
第六号様式を次のように改める。

(国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第六条 国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第百号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(道路管理者の意見の聴取)

(道路管理者の意見の聴取)

第一条 国土交通大臣(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「法」という。)
第二十九条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受
けた者。以下同じ。)は、法第四条第一項に規定する総合効率化計画の認定の申請があつた場合
には、法第四条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道
事業を実施する区域を管轄する道路管理者(以下「関係道路管理者」という。)の意見を徴しな
ければならない。

第一条 国土交通大臣(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「法」という。)
第二十九条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受
けた者。以下同じ。)は、法第四条第一項に規定する総合効率化計画の認定の申請があつた場合
には、法第四条第七項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道
事業を実施する区域を管轄する道路管理者(以下「関係道路管理者」という。)の意見を徴しな
ければならない。

2 (略)

2 (略)

(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第二条 法第四条第八項ただし書の国土交通省令で定める場合は、法第四条第二項第二号に掲げ
る流通業務総合効率化事業の内容に貨物軌道事業が含まれない場合とする。

第二条 法第四条第七項ただし書の国土交通省令で定める場合は、法第四条第二項第二号に掲げ
る流通業務総合効率化事業の内容に貨物軌道事業が含まれない場合とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正)
第七条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令(平成十五年国土交通省令第百二号)
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(監事の調査の対象となる書類)

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる
法令の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。

第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる
法令の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。

一・二 (略)

一・二 (略)

三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)

三 (新設)

四 (略)

四 (略)

五 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第四十号)

五 (新設)

六 (略)

六 (略)

(業務方法書の記載事項)

(業務方法書の記載事項)

第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・九 (略)

一・九 (略)

十 法第十三条第一項第十号に規定する流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十
条の二第一項に規定する業務に関する事項

十 (新設)

十一 (略)

十一 (略)

十二 法第十三条第三項に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する
法律(平成三十年法律第四十号) 第四条第一項に規定する業務に関する事項

十一 法第十三条第三項に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する
法律(平成三十年法律第四十号) 第四条第一項に規定する業務に関する事項

十三・十八 (略)

十二・十七 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

（国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条 国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

（申請書に添付する書類）

第五条 法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 路線を定めて自家用有償観光旅客等運送を行う者にあつては、路線図

三十一 （略）

（自家用有償旅客運送者登録簿）

第六条 法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿は、道路運送法施行規則第五十一条の五第一項の規定にかかわらず、別記第一号様式によるものとする。

第九条 法第十六条の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条の四第一項

地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十六条の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画に定められた運送の区域

（申請書に添付する書類）

第五条 法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 路線を定めて行う自家用有償観光旅客等運送を行う者にあつては、路線図

三十一 （略）

（自家用有償旅客運送者登録簿）

第六条 法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿は、道路運送法施行規則第五十一条の五の規定にかかわらず、別記第一号様式によるものとする。

第九条 法第十六条の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条の四第一項

地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十六条の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画に定められた運送の区域

第五十一条の十四第一項		自家用有償観光旅客等運送者	
第五十一条の十五第三号	地域公共交通会議等において協議が調っていること（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。）	国家戦略特別区域法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見を聴いていること	
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十一条の十九第三項	自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等	自家用有償観光旅客等運送を行う特定非営利活動法人等	
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十一条の二十四	自家用有償旅客運送を行う市町村	自家用有償観光旅客等運送を行う市町村	
第1号様式（第6条関係） 自家用有償観光旅客等運送者登録簿			
(略)			
運送する旅客の範囲		氏名又は名称	住所
事業者協力型自家用有償旅客運送を行うときは、協力を得る一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所			
(略)			

第五十一条の十四第一項		市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者		自家用有償観光旅客等運送者（市町村に限る。）		
第五十一条の十四第二項	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域		自家用有償観光旅客等運送者（市町村を除く。）		
第五十一条の十五第三号	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域	運営協議会において協議が調っている		国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条第二号から第十一号までに掲げる者が行う自家用有償観光旅客等運送に係る対価にあつては、当該地域		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
第五十一条の十九第三項	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者		自家用有償観光旅客等運送者（市町村を除く。）		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
第五十一条の二十四第一項	市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者	市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者		自家用有償観光旅客等運送者（市町村に限る。）		
第1号様式（第7条関係） 自家用有償観光旅客等運送者登録簿						
(略)						
運送する旅客の範囲						
(略)						

○国土交通省令第九十三号

令和二年十一月二十七日

(略)

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第四条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではいならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、<u>国土交通大臣が告示</u>で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一 十六 （略） （削る）	第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではいない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、<u>別表</u>で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一 十六 （略） 別表 1 火薬類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの 一 三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れているもの 二 五百グラムを超えない信号焰管及び信号火箭（せん） 三 百グラムを超えない競技用紙雷管 四 八百発を超えない競技用の公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包（銃器に装填した実包及び空包 五 銃器に装填した実包及び空包（警察官、監獄官吏その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。） （以下略）